

事業者集中の立法と執行

中華人民共和国商務部 独占禁止局
副局長 趙宏

概要

- 中国における競争メカニズムの確立およびその重要性
- 商務部の職能および機関設立
- 事業者集中の独占禁止審査
- 付属立法状況
- 外資系企業の合併・買収問題

中国における競争メカニズムの確立

- 中国改革開放30年の歷程
- 競争制度の確立、発展と整備
- 多元化市場における競争構造の形成

商務部独占禁止局の職能

- 法律に基づき、事業者の集中行為に対して、独占禁止審査を行う
- 国外での独占禁止法訴訟について、中国企業に対する応訴指導業務
- 多国間・二国間の競争政策交流（意見交換）と協力を展開

独占禁止局内部組織

- 総合処
- 競争政策処
- 調査一処
- 調査二処
- 監察執法処（法執行監察室）
- 経済分析処

独占禁止法執行の権限移譲

中国「独占禁止法」第10条では次のように定める。国務院独占禁止法執行機関は業務の必要に応じて、省、自治区、直轄市の人民政府相当機関に、本規定に従った独占禁止法執行関連業務の権限を委譲してよい。

事業者集中の独占禁止審査

- 申告の事前相談
- 事業者集中の申告条件および許可手順
- 申告材料
- 事業者集中案件の審査
- 審査結果および審査決定の公布

申告の事前相談

- ・ 事業者はまず独占禁止局に相談申請書を提出し、相談日時の手約をしなければならぬ。
- ・ 申請書には申請者、申請事項、取引概況、相談する問題、および担当者などの情報が必要である。
- ・ 事業者は独占禁止局に、相談する予定の集中的取引に関する必要文書、資料を提供しなければならぬ。

事業者集中申告の条件

申請者の条件は「中華人民共和国独占禁止法」および「国務院の事業者集中申告基準に関する規定」を適用する。

事業者集中申告の許可手順

材料の提出——審査材料——不足材料——
初歩審査——本審査——申請者に審査結果を通知

申告文書（材料）

- 申告書
- 事業者集中が関連市場の競争状況に与える影響の説明
- 事業者集中の合意書
- 事業者集中に参加する事業者の前年度財務会計報告書（会計事務所が作成したもの）
- 独占禁止局が提出を求めたその他文書（材料）

事業者集中案件の審査

- 事業者集中に参加する事業者の関連市場における市場占有率および市場のコントロール力
- 関連市場の市場集中度
- 事業者集中が市場参入、技術進歩に与える影響
- 事業者集中が消費者およびその他関連事業者に与える影響
- 事業者集中が国民経済発展に与える影響
- 国務院独占禁止法執行機関が考慮すべきと認定した市場競争に影響するその他要素。

審査結果および審査決定の公布

審査結果：

1. 集中の禁止
2. 集中を禁止せず。具体的には無条件承認および制限条件付きの承認。

審査決定の公布：

- ・ 申告者に通知
- ・ 公表

付属立法状況

- 「事業者集中独占禁止審査処理ガイドライン」
- 「商務部事業者集中独占禁止審査フローチャート」
- 「事業者集中申告に関する指導意見」
- 「事業者集中申告文書資料に関する指導意見」

- 「関連市場の定義に関するガイドライン（草案）」
- 「未申告の事業者集中調査処理に関する暫定規則（草案）」
- 「申告基準未到達で独占嫌疑のある事業者集中証拠収集に関する暫定規則（草案）」

外資系企業の合併・買収問題

- ・ 外資系企業法律
- ・ 外資系企業による合併・買収の国家安全審査
- ・ 中国「独占禁止法」は、国内外企業を同等に扱う